○道路交通法

平成二六年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・道路交通法の一部を改正する法律（平成二五・六・一四法**四三**）本則二条（平成二六・六・一三までに政令で定める日及び平成二六・一二・一三までに政令で定める日施行）による改正前の条文

・総合特別区域法の一部を改正する法律（平成二五・六・一二法**五三**）附則五条（平成二六・六・二〇までに政令で定める日施行）による改正前の条文

■**第四条**第三項（法四三による改正前）

③ 公安委員会は、交通のひんぱんな交差点その他交通の危険を防止するため必要と認められる場所には、信号機を設置するようにつとめなければならない。

■**第三〇条**第三項（法四三による改正前）

③ 車両は、追越しをするとき、第十五条第一項若しくは第二項若しくは第三十四条第一項から第五項までの規定により道路の左側端、中央若しくは右側端に寄るとき、第三五条第一項の規定に従い通行するとき、第三十六条の二第三項の規定により通行帯をそのまま通行するとき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

■**第三五条の二**（法四三により追加）

■**第三七条の二**（法四三により追加）

■**第五一条の三**付記（法四三による改正前）

（罰則　第二項については第百十七条の四）

■**第五一条の七**第一項（法五三による改正前）

① 自動車検査証の返付（道路運送車両法第六十二条第二項（同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による自動車検査証の返付をいう。以下この条において同じ。）を受けようとする自動車をいう。）が最後に同法第六十条第一項に規定する自動車検査証の交付又は自動車検査証の返付を受けた後に同法第五十一条の四第十三項の規定による督促（当該自動車が原因となつた納命令（同条第十六項の規定により取り消されたものを除く。）に係るものに限る。）を受けたことがあるときは、国土交通大臣等に対して、当該督促に係る放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面を提示しなければならない。

■**第五一条の二**付記（法四三による改正前）

（罰則　第六項については第百十七条の四）

■**第五一条の二五**付記（法四三による改正前）

（罰則　第一項については第百十七条の四）

■**第五一条の一六**（法四三により追加）

■**第五三条**（法四三による改正前）

（合図）

第五三条① 車両（自転車以外の軽車両を除く。第三項において同じ。）の運転者は、左折し、右折し、転回し、徐行し、停止し、後退し、又は同一方向進行しながら進路を変えるときは、手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。

② 前項の合図を行なう時期及び合図の方法について必要な事項は、政令で定める。（新法の③）

③ 車両の運転者は、第一項に規定する行為を終わつたときは、当該合図をやめなければならないものとし、また、同項に規定する合図をやめなければならないにかかわらず、当該合図をしてはならない。（新法の④）

（罰則　第一項及び第三項については第百二十条第一項第八号、同条第二項）

■**第六三条の七**第一項（法四三による改正前）

① 自転車は、前条に規定するものほか、交差点を通行しようとする場合において、当該交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、第十七条第四項並びに第三十四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該自転車横断帯を通行しなければならない。

■**第六四条**（法四三による改正前）

（**無免許運転等の禁止**）

第六四条① 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで、第九十条第五項、第百四条の二の三第一項若しくは第百二十条第一項、第百四条の二の三第一項若しくは同条第一項において準用する第百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。）、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

② 〔略〕

③ 何人も、自動車（道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項において「同じ。）又は原動機付自転車の運転者が第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けていないこと（第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第百四項、第百一条の二第一項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。）を知りながら、当該運転者に対し、当該自動車又は原動機付自転車を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する自動車又は原動機付自転車に同乗してはならない。

（付記略）

■**第七五条**第一項第一号（法四三による改正前）

一 第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けている者（第百一条の二の規定により国際運転免許証又は外国運転免許証で国内運転を運転することができることとされている者を含む。以下この項において同じ。）でなければ運転することができないこととされている者を当該運転免許を受けている者以外の者（第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第百四項、第百一条の二の三第一項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第百三条第四項の規定により当該運転免許の効力が停止されている者を含む。）が運転すること。

■**第八八条**第一項第三号（法四三による改正前）

三 第百三条第四項（第四号を除く。）に係るものに限る。）若しくは第四項の規定による免許の取消し（第百条第一項（第四号を除く。）に係るものに限る。）若しくは第四項の規定により指定された日から起算して同条第一項の規定により免許の効力を停止された者が当該事案について免許を取り消された場合にあつては、当該指定された期間（以下この号において同じ。）を経過していない者又は同条第四項の規定により指定された期間（第百三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第四項の規定による免許の取消しにあつては、同条第二項に係るものに限る。）をされた日から起算して同条第八項の規定により指定された期間を経過していない者又は同条第二項若しくは第四項の規定により指定された期間（第百三条の二第一項若しくは同条第三項において準用する第百三条第四項の規定により免許の効力が停止されている者

■**第八九条**（**免許の申請等**）

許を受けようとする者で現に第九十条第一項の規定による届出をした自動車教習者であつて、その者の住所地（仮免許を受けようとする者で現に第九十条第一項の規定による届出をした自動車教習者であつて、その者の住所地（当該自動車教習を受けているものにあつては、その者の所地地（当該自動車教習所の所在地）を管轄する公安委員会に、内閣府令で定める様式の免許申請書を提出し、かつ、当該公安委員会の行う運転免許試験を受けなければならない。

② 前項の規定により自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会（その者の居住地（仮住所地を管轄する公安委員会を除く。）に仮免許証に係る免許申請書を提出し、当該公安委員会の仮免許証を受けている者であつて、現に当該自動車教習所において自動車の運転に関する教習を受けているものは、自動車の運転について必要な技能を有するかどうかについて当該公安委員会がが必要であると認めるときは、その者が自動車の運転について必要な技能を有すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対しその旨を証する書面を交付するものとする。

■**第九二条の二**第一項の表の備考二（法四三による改正前）

備考

一

1 〔柱書略〕

2 〔略〕

3 満了日等　第百一条第五項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第百一条の二第三項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他政令で定める適性検査を受けることができないやむを得ない理由のため第百一条第四項の規定により更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果の日から起算して六月を経過しない者に限る。）に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者（その免許がその結果の日から起算して六月を経過しない者に限る。）に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証にあつては当該免許証の有効期間の末日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

4 〔略〕

5 満了日等　第百一条第五項の規定により更新された免許証にあつては更新された日、第百一条の二第三項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、その他の免許証にあつては当該免許証に係る適性試験を受けた日

⑥ ■**第九六条**第六項（法四三による改正前）

（**免許**）

第九六条① 免許を受けようとする者は、第百一条第五項の規定により更新された免許証を現に受けている者には、第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第百四項、第百一条の二第一項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第百三条第四項の規定により当該免許の効力が停止されている者及びこれに準ずるものとして政令で

定める者を含まないものとする。

■第九六条の三 法四三による改正前

第九六条の三 第九十条第一項ただし書若しくは第二項の規定による免許の拒否、同条第九項若しくは第六項若しくは第百三条第一項、第百一若しくは第百四項若しくは第百七条の五第一項若しくは第二項の規定若しくは免許の取消し又は第百七条の五第一項若しくは第百三条第四項の規定による六月を超える期間において準用する第百三条第四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けた者（第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、第百三条第一項第一号から第四号まで又は第百七条の五第一項第一号に該当することを理由として これらの処分を受けた者を除く。）で、運転免許試験（仮免許の運転免許試験を受けた者を除く。）を受けようとするものは、過去一年以内に第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（当該処分前に行われた講習を除く。）を終了した者でなければならない。ただし、当該処分を受けた後免許（仮免許を除く。）を受けたことがある者は、この限りでない。（新法の①）

②（法四三により追加）

■第九七条の二（法四三による改正前）

（運転免許試験の免除）

第九七条の二①（柱書略）

一 第八十九条第二項後段に規定する書面を有する者で同項に規定する検査を受けた日から起算して一年を経過しないものの者が当該検査の時に受けていた仮免許の分に応じ大型免許、中型免許又は普通免許いずれかに係る前条第一項第二号に掲げる事項についての運転免許試験

二 （略）

三 （柱書略）

イ 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が十五歳以上の者 公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法第五条の二に規定する記憶機能及びその他の認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査（以下「認知機能検査」という。）及び当該認知機能検査の結果に基づいて行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習

ロ・ハ （略）

四 （略）

五 （法四三により追加）

②③ （略）

■第一〇一条（法四三による改正前）

（免許証の更新及び定期検査）

第一〇一条① 免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）を受けようとする者は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前から当該免許証の有効期間が満了する日までの間（以下「更新期間」という。）に、その者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める様式の更新申請書を提出しなければならない。

②③ （略）（法四三により追加）

④―⑥ （略 新法の⑤―⑦）

（付記 法四三により追加）

■第一〇一条の二（法四三による改正前）

（免許証の更新の特例）

第一〇一条の二① 海外旅行その他政令で定めるやむを得ない理由のため更新期間内に適性検査を受けることが困難であると予想されるときは、その者の住所地を管轄する公安委員会に当該更新期間前における免許証の更新を申請することができる。

② 前項の申請があったときは、当該公安委員会は、その者について、速やかに適性検査を行わなければならない。（新法の③）

③（略、新法の④）

④ 前三項に定めるもののほか、更新期間前における免許証の更新の申請及び適性検査について必要な事項は、内閣府令で定める。（新法の⑤）

（付記 法四三により追加）

■第一〇一条の二の二（法四三による改正前）

③ 経由地公安委員会は、前項の規定による適性検査の結果を記載した書面を、第一項の規定による更新申請書とともに、その者の住所地を管轄する公安委員会に送付しなければならない。この場合において、その者の住所を管轄する公安委員会は、第百一条第四項の規定による適性検査を行わないものとする。

■第一〇一条の三（法四三による改正前）

② 公安委員会は、第百一条の二第二項の規定による適性検査の結果又は前条第三項に規定する書面の内容（同条第五項の規定による適性検査を行った場合には、当該書面の内容及び当該適性検査の結果）を運転免許の申請をしようとする者（第百一条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けていないものに限る。）が第百一条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けていないときは、第百一条第五項は第百一条の二第三項の規定にかかわらず、その者に対し、免許証の更新をしないことができる。

■第一〇一条の五・第一〇一条の六 （法四三により追加）

■第一〇一条の七（法四三による改正前）

（臨時適性検査）

第一〇一条① 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号の規定により認知機能検査を受けた者で当該認知機能検査の結果が認知機能に関し内閣府令で定める基準に該当するもの（以下この条において「基準該当者」という。）が第八十九条第一項の免許証書を提出した日から起算して一年前の日（その日以後に第六項の規定による通知を受けた者に限る。）から当該認知機能検査を行った日（前日までの間に、当該適性検査を受けたことがある者は、それぞれ同表の上欄に掲げる日）から当該免許証書を提出した日の前日までの間（以下「更新期間」という。）において、その者の住所地を管轄する公安委員会に、当該認知機能検査を行った日を記載した書面を提出しなければならない。

② 公安委員会は、前条第二項の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者であるものが第百一条第一項の更新申請書を提出し、又は第百一条の二第一項の規定による免許証更新の申請をした場合において、その者が当該免許証に係る更新期間が満了する日の一年前の日（その日以後に前項の表の下欄に掲げる日）から当該更新申請書を提出し、又は当該免許証の更新の申請をした日の前日までの間に、基準行為をしていた者であるときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に同表の上欄に掲げる場合に該当することとなったときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなったかどうかを判断するものとする。（表略）

③ 公安委員会は、臨時に適性検査を行うものとする。

④ 第百一条の二第一項の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者であるもの（第百一項に規定する者を除く。）が第八十九条第一項の免許証書を提出した日以後に同表の上欄に掲げる場合に該当することとなったときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを判断するものとする。

⑤ 公安委員会は、臨時に適性検査を行うものとする。

⑥ 第百一条の二第一項の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者であるもの（第百一項に規定する者を除く。）が第八十九条第一項の免許証書を提出した日以後に同表の上欄に掲げる場合に該当することとなったときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなったかどうかを判断するものとする。

⑦ 公安委員会は、第百一条の二第一項の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者であるもの（第百一項に規定する者を除く。）が第八十九条第一項の免許証書を提出した日以後に同表の上欄に掲げる場合に該当することとなったときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなったかどうかを判断するものとする。

⑧ 公安委員会は、第百一条の二第一項の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者であるもの（第百一項に規定する者を除く。）が第八十九条第一項の免許証書を提出した日以後に同表の上欄に掲げる場合に該当することとなったときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなったかどうかを判断するものとする。

⑨ 公安委員会は、臨時に適性検査を行うものとする。

⑩ 第百一条第四項の規定による適性検査を行わないものとする。

■第一〇一条の七の二（法四三による改正前）

（臨時適性検査に係る取消し等）

第一〇一条の七の二① 公安委員会は、第百一条の二第一項の規定による適性検査を受けた者で基準該当者であるもの（第百一項に規定する者を除く。）が第八十九条第一項の免許証書を提出した日の前日までの間に、基準行為をしていた者であるときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に同表の上欄に掲げる場合に該当することとなったときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなったかどうかを判断するものとする。

② 公安委員会は、第百一条の二第一項の規定による適性検査を受けた者で基準該当者であるもの（第百一項に規定する者を除く。）が第八十九条第一項の免許証書を提出した日以後に同表の上欄に掲げる場合に該当することとなったときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなったかどうかを判断するものとする。

③ 公安委員会は、第百一条の二第一項の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者であるもの（第百一項に規定する者を除く。）が第八十九条第一項の免許証書を提出した日以後に同表の上欄に掲げる場合に該当することとなったときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなったかどうかを判断するものとする。

④ 前三項に定めるものほか、公安委員会は、運転免許試験に合格した者が第九十条第二項第一号の二に該当する者であり、又は免許証を受けた者が第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなったと疑う理由があるときは、当該運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者につき、臨時に適性検査を行うことができる。

⑤―⑧ （略）

■第一〇四条の二の三（法四三による改正前）

（臨時適性検査に係る取消し等）

第一〇四条の二の三① 公安委員会は、第百一条第一項の規定による適性検査を受けた者で基準該当者であるもの（第百一項に規定する者を除く。）が第八十九条第一項の免許証書を提出した日の前日までの間に、基準行為をしていた者であるときは、その者が当該適性検査を受けた日以後に同表の上欄に掲げる場合に該当することとなったときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなったかどうかを判断するものとする。

② 公安委員会は、第百一条の二第一項の規定による適性検査を受けた者で基準該当者であるもの（第百一項に規定する者を除く。）が第八十九条第一項の免許証書を提出した日以後に同表の上欄に掲げる場合に該当することとなったときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなったかどうかを判断するものとする。

③ 公安委員会は、臨時に適性検査を行うものとする。

④ 第百一条第四項の規定による適性検査を行わないものとする。

■第一〇四条の二の三新法（法四三により追加）

① 第百一条第一項の規定による適性検査を受けた者（その者が当該適性検査を受けた日以後に同条第七項の規定による通知を受けた者に限る。）が第八十九条第一項の免許証書を提出した日の前日までの間に、当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。（新法の③）

② 〔略、新法の④〕

③ 第百三条第一項、第四項及び第九項の規定は、第一項の規定により免許を取り消した者（公安委員会が九十日を超えない範囲内において定めた期間内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。第五項において同じ。）が第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなったときは、その者が当該免許証の更新の申請をしようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは「聴聞」と、同条第四項中「第一項各号いずれかに該当する場合（同項第五号に該当する場合を除く。）」とあるのは「第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなった場合」と、同条第九項中「第一項各号いずれかに該当する場合（同項第五号に該当する場合を除く。）」とあるのは「第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなった場合」と、同条第五項中「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは「聴聞」とあるのは、「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」と読み替えるものとする。（新法の⑤）

④ 第百一条第一項の規定は、前項において準用する第百三条第四項の規定により免許を停止した場合について準用する。（新法の⑥）

⑤ 第百四条の二第五項を除くその規定は、公安委員会が第一項の規定又は第百三条第四項の規定により免許を取り消し、又は免許効力を九十日以上停止しようとする場合について準用する。（新法の⑦）

⑥ 第百三条第一項の規定は、第一項において準用する同条第四項の規定により免許を停止しようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは、「聴聞」と読み替えるものとする。（新法の⑧）

■第一〇四条の三（法四三による改正前）

① 第百三条第一項、第百四条第一項又は第百四条第二項の規定により免許を停止した場合において、その者が当該免許証の更新の申請をしようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは「聴聞」と読み替えるものとする。（新法の⑧）

② 第百三条第一項、第百四条第一項又は第百四条第二項の規定により免許を停止した場合において、その者が当該免許証の更新の申請をしようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは「聴聞」と読み替えるものとする。（新法の⑧）

③ 第百三条第一項、第百四条第一項又は第百四条第二項の規定により免許を停止した場合において、その者が当該免許証の更新の申請をしようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは「聴聞」と読み替えるものとする。（新法の⑧）

④ 第百三条第一項、第百四条第一項又は第百四条第二項の規定により免許を停止した場合において、その者が当該免許証の更新の申請をしようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは「聴聞」と読み替えるものとする。（新法の⑧）

⑤ 第百四条の二第五項を除くその規定は、公安委員会が第一項の規定又は第百三条第四項の規定により免許を取り消し、又は免許効力を九十日以上停止しようとする場合について準用する。（新法の⑦）

⑥ 第百三条第一項の規定は、第一項において準用する同条第四項の規定により免許を停止しようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは、「聴聞」と読み替えるものとする。（新法の⑧）

及び理由を記載した書面を交付して行うものとする。

■第一〇六条〔法四三による改正前〕

第一〇六条　公安委員会は、第九十一条第一項本文若しくは第百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、同条第三項の規定による免許証の再交付をし、第百一条第五項若しくは第百一条の二第三項の規定により免許証の更新をし、第九十一条第一項ただし書、第九十条第一項ただし書、第九十一条第二項、第九十六条第一項、第九十九条第一項若しくは第十一条第一項、第十七条の三第三項、第百三条第一項、第二条第一項、第二条の二第一項、第七条第一項、第百四条の二第二項、第八条第四項、第七条第四項若しくは第百四条の二第一項、同条第三項において準用する第百一条第四項若しくは第百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十条第八項若しくは第百三条第六項の規定による命令をしたとき、警察署長が第百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したとき（内閣府令で定める場合に限る。）、重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（内閣府令で定めるものに限る。）をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第百八条の二第一項第二号若しくは第十三号に掲げる講習を受けたとき　その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

■第一〇七条第三項・第四項〔法四三による改正前〕

③　免許を受けた者は、第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百四条の二の三第三項において準用する第百三条第四項の規定により免許の効力が停止されたときは、速やかに、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

④　前項の規定により免許証の提出を受けた公安委員会又は第百三条の二第四項若しくは第五項の規定により免許証の送付を受けた公安委員会は、当該免許証の効力の停止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請求があったときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

■第一〇七条の三の二〔法四三により追加〕

■第一〇七条の四第一項〔法四三による改正前〕

①　公安委員会は、国際運転免許証等を所持する者について、当該国際運転免許証等に係る発給の条件が満たされなくなつたと疑う理由があるとき（その者が第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときに限る。）は、臨時に適性検査を行うことができる。この場合において、公安委員会は、あらかじめ、適性検査を行う期日、場所その他必要な事項をその者に通知しなければならない。

■第一〇七条の七第一項〔法四三による改正前〕

①　免許（小型特殊免許、原付免許及び仮免許を除く。）を現に受けている者（第九十条第四項若しくは第四項、第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第百一条第四項の規定により免許の効力が停止されてる者を除く。）は、内閣府令で定める区分に従い、当該免許で自動車運転することができることとされている自動車等に対応する条約附属書十に規定する自動車等に係る条約第二十四条第一項の運転免許証で公安委員会が発給するもの（以下「国外運転免許証」という。）の交付を受けることができる。

■第一〇八条付記〔法四三による改正前〕

（割則）　第二項については第百十七条の四）

■第一〇八条の二〔法四三による改正前〕

第一〇八条の二①〔柱書略〕

一〔略〕　第九十条第一項ただし書若しくは第二項の規定による免許の拒否、同条第五項若しくは第六項若しくは第百三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は第百七条第五項第一項若しくは同条第九項において準用する第百一条第四項の規定若しくは同条第九項若しくは第百一条第四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けた者（第九十条第一項第一号から第七号、第百三条第一項第一号に該当することを理由としてこれら処分を受けた者を除く。）に対する講習

三～十一〔略〕

十二　免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習

十三　更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者又は第八十九条第一項の規定により停止された日において年齢が七十歳以上の特定失効者に、加齢に伴つて生ずるその者の身体の機能の低下が自動車等運転に影響を及ぼす可能性があることを理解させるための講習

②～④〔略〕

（割則）　第四項については第百十七条の四）

■第一一〇条の二第三項〔法四三による改正前〕

③　公安委員会は、第百三条第一項第一号から第三号までの規定により権限を委任された警察署長を含む。以下この条において単に「公安委員会」という。）は、第四条第一項の規定に基づき、第二条第一項第三号、第三号の四、第四号、第四号の二若しくは第五号、第八条第一項、第九条第一項、第十三条第一項、第十七条第一項、第二十四条第一項、第二十四条第五項、第二十四条第五項第一号、第八条第四項、第七条第四項、第二十三条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第五項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項、第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第一項、第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十六条第一項、第六十七条第一項、第六十八条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十七条第一項、第七十八条第一項、第七十九条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項、第八十三条第一項、第八十四条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項、第八十七条第一項、第八十八条第一項、第八十九条第一項、第九十条第一項、第九十一条第一項、第九十二条第一項、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項、第九十九条第一項、第百条第一項、第百一条第一項、第百二条第一項、第百三条第一項、第百四条第一項、第百五条第一項、第百六条第一項、第百七条第一項、第百八条第一項、第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項、第百十二条第一項、第百十三条第一項、第百十四条第一項、第百十五条第一項、第百十六条第一項、第百十七条第一項、第百十八条第一項、第百十九条第一項、第百二十条第一項、第百二十一条第一項、第百二十二条第一項、第百二十三条第一項、第百二十四条第一項、第百二十五条第一項、第百二十六条第一項、第百二十七条第一項、第百二十八条第一項、第百二十九条第一項、第百三十条第一項、第百三十一条第一項、第百三十二条第一項、第百三十三条第一項、第百三十四条第一項、第百三十五条第一項、第百三十六条第一項、第百三十七条第一項、第百三十八条第一項、第百三十九条第一項、第百四十条第一項、第百四十一条第一項、第百四十二条第一項、第百四十三条第一項、第百四十四条第一項、第百四十五条第一項、第百四十六条第一項、第百四十七条第一項、第百四十八条第一項、第百四十九条第一項、第百五十条第一項、第百五十一条第一項、第百五十二条第一項、第百五十三条第一項、第百五十四条第一項、第百五十五条第一項、第百五十六条第一項、第百五十七条第一項、第百五十八条第一項、第百五十九条第一項、第百六十条第一項、第百六十一条第一項、第百六十二条第一項、第百六十三条第一項、第百六十四条第一項、第百六十五条第一項、第百六十六条第一項、第百六十七条第一項、第百六十八条第一項、第百六十九条第一項、第百七十条第一項、第百七十一条第一項、第百七十二条第一項、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項、第百七十五条第一項、第百七十六条第一項、第百七十七条第一項、第百七十八条第一項、第百七十九条第一項、第百八十条第一項、第百八十一条第一項、第百八十二条第一項、第百八十三条第一項、第百八十四条第一項、第百八十五条第一項、第百八十六条第一項、第百八十七条第一項、第百八十八条第一項、第百八十九条第一項、第百九十条第一項、第百九十一条第一項、第百九十二条第一項、第百九十三条第一項、第百九十四条第一項、第百九十五条第一項、第百九十六条第一項、第百九十七条第一項、第百九十八条第一項、第百九十九条第一項、第二百条第一項、第二百一条第一項、第二百二条第一項、第二百三条第一項、第二百四条第一項、第二百五条第一項、第二百六条第一項、第二百七条第一項、第二百八条第一項、第二百九条第一項、第二百十条第一項、第二百十一条第一項、第二百十二条第一項、第二百十三条第一項、第二百十四条第一項、第二百十五条第一項、第二百十六条第一項、第二百十七条第一項、第二百十八条第一項、第二百十九条第一項、第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項、第二百二十二条第一項、第二百二十三条第一項、第二百二十四条第一項、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項、第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一項、第二百二十九条第一項、第二百三十条第一項、第二百三十一条第一項、第二百三十二条第一項、第二百三十三条第一項、第二百三十四条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十六条第一項、第二百三十七条第一項、第二百三十八条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十条第一項、第二百四十一条第一項、第二百四十二条第一項、第二百四十三条第一項、第二百四十四条第一項、第二百四十五条第一項、第二百四十六条第一項、第二百四十七条第一項、第二百四十八条第一項、第二百四十九条第一項、第二百五十条第一項、第二百五十一条第一項、第二百五十二条第一項、第二百五十三条第一項、第二百五十四条第一項、第二百五十五条第一項、第二百五十六条第一項、第二百五十七条第一項、第二百五十八条第一項、第二百五十九条第一項、第二百六十条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十二条第一項、第二百六十三条第一項、第二百六十四条第一項、第二百六十五条第一項、第二百六十六条第一項、第二百六十七条第一項、第二百六十八条第一項、第二百六十九条第一項、第二百七十条第一項、第二百七十一条第一項、第二百七十二条第一項、第二百七十三条第一項、第二百七十四条第一項、第二百七十五条第一項、第二百七十六条第一項、第二百七十七条第一項、第二百七十八条第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十条第一項、第二百八十一条第一項、第二百八十二条第一項、第二百八十三条第一項、第二百八十四条第一項、第二百八十五条第一項、第二百八十六条第一項、第二百八十七条第一項、第二百八十八条第一項、第二百八十九条第一項、第二百九十条第一項、第二百九十一条第一項、第二百九十二条第一項、第二百九十三条第一項、第二百九十四条第一項、第二百九十五条第一項、第二百九十六条第一項、第二百九十七条第一項、第二百九十八条第一項、第二百九十九条第一項、第三百条第一項、第三百一条第一項、第三百二条第一項、第三百三条第一項、第三百四条第一項、第三百五条第一項、第三百六条第一項、第三百七条第一項、第三百八条第一項、第三百九条第一項、第三百十条第一項、第三百十一条第一項、第三百十二条第一項、第三百十三条第一項、第三百十四条第一項、第三百十五条第一項、第三百十六条第一項、第三百十七条第一項、第三百十八条第一項、第三百十九条第一項、第三百二十条第一項、第三百二十一条第一項、第三百二十二条第一項、第三百二十三条第一項、第三百二十四条第一項、第三百二十五条第一項、第三百二十六条第一項、第三百二十七条第一項、第三百二十八条第一項、第三百二十九条第一項、第三百三十条第一項、第三百三十一条第一項、第三百三十二条第一項、第三百三十三条第一項、第三百三十四条第一項、第三百三十五条第一項、第三百三十六条第一項、第三百三十七条第一項、第三百三十八条第一項、第三百三十九条第一項、第三百四十条第一項、第三百四十一条第一項、第三百四十二条第一項、第三百四十三条第一項、第三百四十四条第一項、第三百四十五条第一項、第三百四十六条第一項、第三百四十七条第一項、第三百四十八条第一項、第三百四十九条第一項、第三百五十条第一項、第三百五十一条第一項、第三百五十二条第一項、第三百五十三条第一項、第三百五十四条第一項、第三百五十五条第一項、第三百五十六条第一項、第三百五十七条第一項、第三百五十八条第一項、第三百五十九条第一項、第三百六十条第一項、第三百六十一条第一項、第三百六十二条第一項、第三百六十三条第一項、第三百六十四条第一項、第三百六十五条第一項、第三百六十六条第一項、第三百六十七条第一項、第三百六十八条第一項、第三百六十九条第一項、第三百七十条第一項、第三百七十一条第一項、第三百七十二条第一項、第三百七十三条第一項、第三百七十四条第一項、第三百七十五条第一項、第三百七十六条第一項、第三百七十七条第一項、第三百七十八条第一項、第三百七十九条第一項、第三百八十条第一項、第三百八十一条第一項、第三百八十二条第一項、第三百八十三条第一項、第三百八十四条第一項、第三百八十五条第一項、第三百八十六条第一項、第三百八十七条第一項、第三百八十八条第一項、第三百八十九条第一項、第三百九十条第一項、第三百九十一条第一項、第三百九十二条第一項、第三百九十三条第一項、第三百九十四条第一項、第三百九十五条第一項、第三百九十六条第一項、第三百九十七条第一項、第三百九十八条第一項、第三百九十九条第一項、第四百条第一項、第四百一条第一項、第四百二条第一項、第四百三条第一項、第四百四条第一項、第四百五条第一項、第四百六条第一項、第四百七条第一項、第四百八条第一項、第四百九条第一項、第四百十条第一項、第四百十一条第一項、第四百十二条第一項、第四百十三条第一項、第四百十四条第一項、第四百十五条第一項、第四百十六条第一項、第四百十七条第一項、第四百十八条第一項、第四百十九条第一項、第四百二十条第一項、第四百二十一条第一項、第四百二十二条第一項、第四百二十三条第一項、第四百二十四条第一項、第四百二十五条第一項、第四百二十六条第一項、第四百二十七条第一項、第四百二十八条第一項、第四百二十九条第一項、第四百三十条第一項、第四百三十一条第一項、第四百三十二条第一項、第四百三十三条第一項、第四百三十四条第一項、第四百三十五条第一項、第四百三十六条第一項、第四百三十七条第一項、第四百三十八条第一項、第四百三十九条第一項、第四百四十条第一項、第四百四十一条第一項、第四百四十二条第一項、第四百四十三条第一項、第四百四十四条第一項、第四百四十五条第一項、第四百四十六条第一項、第四百四十七条第一項、第四百四十八条第一項、第四百四十九条第一項、第四百五十条第一項、第四百五十一条第一項、第四百五十二条第一項、第四百五十三条第一項、第四百五十四条第一項、第四百五十五条第一項、第四百五十六条第一項、第四百五十七条第一項、第四百五十八条第一項、第四百五十九条第一項、第四百六十条第一項、第四百六十一条第一項、第四百六十二条第一項、第四百六十三条第一項、第四百六十四条第一項、第四百六十五条第一項、第四百六十六条第一項、第四百六十七条第一項、第四百六十八条第一項、第四百六十九条第一項、第四百七十条第一項、第四百七十一条第一項、第四百七十二条第一項、第四百七十三条第一項、第四百七十四条第一項、第四百七十五条第一項、第四百七十六条第一項、第四百七十七条第一項、第四百七十八条第一項、第四百七十九条第一項、第四百八十条第一項、第四百八十一条第一項、第四百八十二条第一項、第四百八十三条第一項、第四百八十四条第一項、第四百八十五条第一項、第四百八十六条第一項、第四百八十七条第一項、第四百八十八条第一項、第四百八十九条第一項、第四百九十条第一項、第四百九十一条第一項、第四百九十二条第一項、第四百九十三条第一項、第四百九十四条第一項、第四百九十五条第一項、第四百九十六条第一項、第四百九十七条第一項、第四百九十八条第一項、第四百九十九条第一項、第五百条第一項、第五百一条第一項、第五百二条第一項、第五百三条第一項、第五百四条第一項、第五百五条第一項、第五百六条第一項、第五百七条第一項、第五百八条第一項、第五百九条第一項、第五百十条第一項、第五百十一条第一項、第五百十二条第一項、第五百十三条第一項、第五百十四条第一項、第五百十五条第一項、第五百十六条第一項、第五百十七条第一項、第五百十八条第一項、第五百十九条第一項、第五百二十条第一項、第五百二十一条第一項、第五百二十二条第一項、第五百二十三条第一項、第五百二十四条第一項、第五百二十五条第一項、第五百二十六条第一項、第五百二十七条第一項、第五百二十八条第一項、第五百二十九条第一項、第五百三十条第一項、第五百三十一条第一項、第五百三十二条第一項、第五百三十三条第一項、第五百三十四条第一項、第五百三十五条第一項、第五百三十六条第一項、第五百三十七条第一項、第五百三十八条第一項、第五百三十九条第一項、第五百四十条第一項、第五百四十一条第一項、第五百四十二条第一項、第五百四十三条第一項、第五百四十四条第一項、第五百四十五条第一項、第五百四十六条第一項、第五百四十七条第一項、第五百四十八条第一項、第五百四十九条第一項、第五百五十条第一項、第五百五十一条第一項、第五百五十二条第一項、第五百五十三条第一項、第五百五十四条第一項、第五百五十五条第一項、第五百五十六条第一項、第五百五十七条第一項、第五百五十八条第一項、第五百五十九条第一項、第五百六十条第一項、第五百六十一条第一項、第五百六十二条第一項、第五百六十三条第一項、第五百六十四条第一項、第五百六十五条第一項、第五百六十六条第一項、第五百六十七条第一項、第五百六十八条第一項、第五百六十九条第一項、第五百七十条第一項、第五百七十一条第一項、第五百七十二条第一項、第五百七十三条第一項、第五百七十四条第一項、第五百七十五条第一項、第五百七十六条第一項、第五百七十七条第一項、第五百七十八条第一項、第五百七十九条第一項、第五百八十条第一項、第五百八十一条第一項、第五百八十二条第一項、第五百八十三条第一項、第五百八十四条第一項、第五百八十五条第一項、第五百八十六条第一項、第五百八十七条第一項、第五百八十八条第一項、第五百八十九条第一項、第五百九十条第一項、第五百九十一条第一項、第五百九十二条第一項、第五百九十三条第一項、第五百九十四条第一項、第五百九十五条第一項、第五百九十六条第一項、第五百九十七条第一項、第五百九十八条第一項、第五百九十九条第一項、第六百条第一項、第六百一条第一項、第六百二条第一項、第六百三条第一項、第六百四条第一項、第六百五条第一項、第六百六条第一項、第六百七条第一項、第六百八条第一項、第六百九条第一項、第六百十条第一項、第六百十一条第一項、第六百十二条第一項、第六百十三条第一項、第六百十四条第一項、第六百十五条第一項、第六百十六条第一項、第六百十七条第一項、第六百十八条第一項、第六百十九条第一項、第六百二十条第一項、第六百二十一条第一項、第六百二十二条第一項、第六百二十三条第一項、第六百二十四条第一項、第六百二十五条第一項、第六百二十六条第一項、第六百二十七条第一項、第六百二十八条第一項、第六百二十九条第一項、第六百三十条第一項、第六百三十一条第一項、第六百三十二条第一項、第六百三十三条第一項、第六百三十四条第一項、第六百三十五条第一項、第六百三十六条第一項、第六百三十七条第一項、第六百三十八条第一項、第六百三十九条第一項、第六百四十条第一項、第六百四十一条第一項、第六百四十二条第一項、第六百四十三条第一項、第六百四十四条第一項、第六百四十五条第一項、第六百四十六条第一項、第六百四十七条第一項、第六百四十八条第一項、第六百四十九条第一項、第六百五十条第一項、第六百五十一条第一項、第六百五十二条第一項、第六百五十三条第一項、第六百五十四条第一項、第六百五十五条第一項、第六百五十六条第一項、第六百五十七条第一項、第六百五十八条第一項、第六百五十九条第一項、第六百六十条第一項、第六百六十一条第一項、第六百六十二条第一項、第六百六十三条第一項、第六百六十四条第一項、第六百六十五条第一項、第六百六十六条第一項、第六百六十七条第一項、第六百六十八条第一項、第六百六十九条第一項、第六百七十条第一項、第六百七十一条第一項、第六百七十二条第一項、第六百七十三条第一項、第六百七十四条第一項、第六百七十五条第一項、第六百七十六条第一項、第六百七十七条第一項、第六百七十八条第一項、第六百七十九条第一項、第六百八十条第一項、第六百八十一条第一項、第六百八十二条第一項、第六百八十三条第一項、第六百八十四条第一項、第六百八十五条第一項、第六百八十六条第一項、第六百八十七条第一項、第六百八十八条第一項、第六百八十九条第一項、第六百九十条第一項、第六百九十一条第一項、第六百九十二条第一項、第六百九十三条第一項、第六百九十四条第一項、第六百九十五条第一項、第六百九十六条第一項、第六百九十七条第一項、第六百九十八条第一項、第六百九十九条第一項、第七百条第一項、第七百一条第一項、第七百二条第一項、第七百三条第一項、第七百四条第一項、第七百五条第一項、第七百六条第一項、第七百七条第一項、第七百八条第一項、第七百九条第一項、第七百十条第一項、第七百十一条第一項、第七百十二条第一項、第七百十三条第一項、第七百十四条第一項、第七百十五条第一項、第七百十六条第一項、第七百十七条第一項、第七百十八条第一項、第七百十九条第一項、第七百二十条第一項、第七百二十一条第一項、第七百二十二条第一項、第七百二十三条第一項、第七百二十四条第一項、第七百二十五条第一項、第七百二十六条第一項、第七百二十七条第一項、第七百二十八条第一項、第七百二十九条第一項、第七百三十条第一項、第七百三十一条第一項、第七百三十二条第一項、第七百三十三条第一項、第七百三十四条第一項、第七百三十五条第一項、第七百三十六条第一項、第七百三十七条第一項、第七百三十八条第一項、第七百三十九条第一項、第七百四十条第一項、第七百四十一条第一項、第七百四十二条第一項、第七百四十三条第一項、第七百四十四条第一項、第七百四十五条第一項、第七百四十六条第一項、第七百四十七条第一項、第七百四十八条第一項、第七百四十九条第一項、第七百五十条第一項、第七百五十一条第一項、第七百五十二条第一項、第七百五十三条第一項、第七百五十四条第一項、第七百五十五条第一項、第七百五十六条第一項、第七百五十七条第一項、第七百五十八条第一項、第七百五十九条第一項、第七百六十条第一項、第七百六十一条第一項、第七百六十二条第一項、第七百六十三条第一項、第七百六十四条第一項、第七百六十五条第一項、第七百六十六条第一項、第七百六十七条第一項、第七百六十八条第一項、第七百六十九条第一項、第七百七十条第一項、第七百七十一条第一項、第七百七十二条第一項、第七百七十三条第一項、第七百七十四条第一項、第七百七十五条第一項、第七百七十六条第一項、第七百七十七条第一項、第七百七十八条第一項、第七百七十九条第一項、第七百八十条第一項、第七百八十一条第一項、第七百八十二条第一項、第七百八十三条第一項、第七百八十四条第一項、第七百八十五条第一項、第七百八十六条第一項、第七百八十七条第一項、第七百八十八条第一項、第七百八十九条第一項、第七百九十条第一項、第七百九十一条第一項、第七百九十二条第一項、第七百九十三条第一項、第七百九十四条第一項、第七百九十五条第一項、第七百九十六条第一項、第七百九十七条第一項、第七百九十八条第一項、第七百九十九条第一項、第八百条第一項、第八百一条第一項、第八百二条第一項、第八百三条第一項、第八百四条第一項、第八百五条第一項、第八百六条第一項、第八百七条第一項、第八百八条第一項、第八百九条第一項、第八百十条第一項、第八百十一条第一項、第八百十二条第一項、第八百十三条第一項、第八百十四条第一項、第八百十五条第一項、第八百十六条第一項、第八百十七条第一項、第八百十八条第一項、第八百十九条第一項、第八百二十条第一項、第八百二十一条第一項、第八百二十二条第一項、第八百二十三条第一項、第八百二十四条第一項、第八百二十五条第一項、第八百二十六条第一項、第八百二十七条第一項、第八百二十八条第一項、第八百二十九条第一項、第八百三十条第一項、第八百三十一条第一項、第八百三十二条第一項、第八百三十三条第一項、第八百三十四条第一項、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項、第八百三十七条第一項、第八百三十八条第一項、第八百三十九条第一項、第八百四十条第一項、第八百四十一条第一項、第八百四十二条第一項、第八百四十三条第一項、第八百四十四条第一項、第八百四十五条第一項、第八百四十六条第一項、第八百四十七条第一項、第八百四十八条第一項、第八百四十九条第一項、第八百五十条第一項、第八百五十一条第一項、第八百五十二条第一項、第八百五十三条第一項、第八百五十四条第一項、第八百五十五条第一項、第八百五十六条第一項、第八百五十七条第一項、第八百五十八条第一項、第八百五十九条第一項、第八百六十条第一項、第八百六十一条第一項、第八百六十二条第一項、第八百六十三条第一項、第八百六十四条第一項、第八百六十五条第一項、第八百六十六条第一項、第八百六十七条第一項、第八百六十八条第一項、第八百六十九条第一項、第八百七十条第一項、第八百七十一条第一項、第八百七十二条第一項、第八百七十三条第一項、第八百七十四条第一項、第八百七十五条第一項、第八百七十六条第一項、第八百七十七条第一項、第八百七十八条第一項、第八百七十九条第一項、第八百八十条第一項、第八百八十一条第一項、第八百八十二条第一項、第八百八十三条第一項、第八百八十四条第一項、第八百八十五条第一項、第八百八十六条第一項、第八百八十七条第一項、第八百八十八条第一項、第八百八十九条第一項、第八百九十条第一項、第八百九十一条第一項、第八百九十二条第一項、第八百九十三条第一項、第八百九十四条第一項、第八百九十五条第一項、第八百九十六条第一項、第八百九十七条第一項、第八百九十八条第一項、第八百九十九条第一項、第九百条第一項、第九百一条第一項、第九百二条第一項、第九百三条第一項、第九百四条第一項、第九百五条第一項、第九百六条第一項、第九百七条第一項、第九百八条第一項、第九百九条第一項、第九百十条第一項、第九百十一条第一項、第九百十二条第一項、第九百十三条第一項、第九百十四条第一項、第九百十五条第一項、第九百十六条第一項、第九百十七条第一項、第九百十八条第一項、第九百十九条第一項、第九百二十条第一項、第九百二十一条第一項、第九百二十二条第一項、第九百二十三条第一項、第九百二十四条第一項、第九百二十五条第一項、第九百二十六条第一項、第九百二十七条第一項、第九百二十八条第一項、第九百二十九条第一項、第九百三十条第一項、第九百三十一条第一項、第九百三十二条第一項、第九百三十三条第一項、第九百三十四条第一項、第九百三十五条第一項、第九百三十六条第一項、第九百三十七条第一項、第九百三十八条第一項、第九百三十九条第一項、第九百四十条第一項、第九百四十一条第一項、第九百四十二条第一項、第九百四十三条第一項、第九百四十四条第一項、第九百四十五条第一項、第九百四十六条第一項、第九百四十七条第一項、第九百四十八条第一項、第九百四十九条第一項、第九百五十条第一項、第九百五十一条第一項、第九百五十二条第一項、第九百五十三条第一項、第九百五十四条第一項、第九百五十五条第一項、第九百五十六条第一項、第九百五十七条第一項、第九百五十八条第一項、第九百五十九条第一項、第九百六十条第一項、第九百六十一条第一項、第九百六十二条第一項、第九百六十三条第一項、第九百六十四条第一項、第九百六十五条第一項、第九百六十六条第一項、第九百六十七条第一項、第九百六十八条第一項、第九百六十九条第一項、第九百七十条第一項、第九百七十一条第一項、第九百七十二条第一項、第九百七十三条第一項、第九百七十四条第一項、第九百七十五条第一項、第九百七十六条第一項、第九百七十七条第一項、第九百七十八条第一項、第九百七十九条第一項、第九百八十条第一項、第九百八十一条第一項、第九百八十二条第一項、第九百八十三条第一項、第九百八十四条第一項、第九百八十五条第一項、第九百八十六条第一項、第九百八十七条第一項、第九百八十八条第一項、第九百八十九条第一項、第九百九十条第一項、第九百九十一条第一項、第九百九十二条第一項、第九百九十三条第一項、第九百九十四条第一項、第九百九十五条第一項、第九百九十六条第一項、第九百九十七条第一項、第九百九十八条第一項、第九百九十九条第一項、第百条第一項、第百一条第一項、第百二条第一項、第百三条第一項、第百四条第一項、第百五条第一項、第百六条第一項、第百七条第一項、第百八条第一項、第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項、第百十二条第一項、第百十三条第一項、第百十四条第一項、第百十五条第一項、第百十六条第一項、第百十七条第一項、第百十八条第一項、第百十九条第一項、第百二十条第一項、第百二十一条第一項、第百二十二条第一項、第百二十三条第一項、第百二十四条第一項、第百二十五条第一項、第百二十六条第一項、第百二十七条第一項、第百二十八条第一項、第百二十九条第一項、第百三十条第一項、第百三十一条第一項、第百三十二条第一項、第百三十三条第一項、第百三十四条第一項、第百三十五条第一項、第百三十六条第一項、第百三十七条第一項、第百三十八条第一項、第百三十九条第一項、第百四十条第一項、第百四十一条第一項、第百四十二条第一項、第百四十三条第一項、第百四十四条第一項、第百四十五条第一項、第百四十六条第一項、第百四十七条第一項、第百四十八条第一項、第百四十九条第一項、第百五十条第一項、第百五十一条第一項、第百五十二条第一項、第百五十三条第一項、第百五十四条第一項、第百五十五条第一項、第百五十六条第一項、第百五十七条第一項、第百五十八条第一項、第百五十九条第一項、第百六十条第一項、第百六十一条第一項、第百六十二条第一項、第百六十三条第一項、第百六十四条第一項、第百六十五条第一項、第百六十六条第一項、第百六十七条第一項、第百六十八条第一項、第百六十九条第一項、第百七十条第一項、第百七十一条第一項、第百七十二条第一項、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項、第百七十五条第一項、第百七十六条第一項、第百七十七条第一項、第百七十八条第一項、第百七十九条第一項、第百八十条第一項、第百八十一条第一項、第百八十二条第一項、第百八十三条第一項、第百八十四条第一項、第百八十五条第一項、第百八十六条第一項、第百八十七条第一項、第百八十八条第一項、第百八十九条第一項、第百九十条第一項、第百九十一条第一項、第百九十二条第一項、第百九十三条第一項、第百九十四条第一項、第百九十五条第一項、第百九十六条第一項、第百九十七条第一項、第百九十八条第一項、第百九十九条第一項、第二百条第一項、第二百一条第一項、第二百二条第一項、第二百三条第一項、第二百四条第一項、第二百五条第一項、第二百六条第一項、第二百七条第一項、第二百八条第一項、第二百九条第一項、第二百十条第一項、第二百十一条第一項、第二百十二条第一項、第二百十三条第一項、第二百十四条第一項、第二百十五条第一項、第二百十六条第一項、第二百十七条第一項、第二百十八条第一項、第二百十九条第一項、第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項、第二百二十二条第一項、第二百二十三条第一項、第二百二十四条第一項、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項、第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一項、第二百二十九条第一項、第二百三十条第一項、第二百三十一条第一項、第二百三十二条第一項、第二百三十三条第一項、第二百三十四条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十六条第一項、第二百三十七条第一項、第二百三十八条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十条第一項、第二百四十一条第一項、第二百四十二条第一項、第二百四十三条第一項、第二百四十四条第一項、第二百四十五条第一項、第二百四十六条第一項、第二百四十七条第一項、第二百四十八条第一項、第二百四十九条第一項、第二百五十条第一項、第二百五十一条第一項、第二百五十二条第一項、第二百五十三条第一項、第二百五十四条第一項、第二百五十五条第一項、第二百五十六条第一項、第二百五十七条第一項、第二百五十八条第一項、第二百五十九条第一項、第二百六十条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十二条第一項、第二百六十三条第一項、第二百六十四条第一項、第二百六十五条第一項、第二百六十六条第一項、第二百六十七条第一項、第二百六十八条第一項、第二百六十九条第一項、第二百七十条第一項、第二百七十一条第一項、第二百七十二条第一項、第二百七十三条第一項、第二百七十四条第一項、第二百七十五条第一項、第二百七十六条第一項、第二百七十七条第一項、第二百七十八条第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十条第一項、第二百八十一条第一項、第二百八十二条第一項、第二百八十三条第一項、第二百八十四条第一項、第二百八十五条第一項、第二百八十六条第一項、第二百八十七条第一項、第二百八十八条第一項、第二百八十九条第一項、第二百九十条第一項、第二百九十一条第一項、第二百九十二条第一項、第二百九十三条第一項、第二百九十四条第一項、第二百九十五条第一項、第二百九十六条第一項、第二百九十七条第一項、第二百九十八条第一項、第二百九十九条第一項、第三百条第一項、第三百一条第一項、第三百二条第一項、第三百三条第一項、第三百四条第一項、第三百五条第一項、第三百六条第一項、第三百七条第一項、第三百八条第一項、第三百九条第一項、第三百十条第一項、第三百十一条第一項、第三百十二条第一項、第三百十三条第一項、第三百十四条第一項、第三百十五条第一項、第三百十六条第一項、第三百十七条第一項、第三百十八条第一項、第三百十九条第一項、第三百二十条第一項、第三百二十一条第一項、第三百二十二条第一項、第三百二十三条第一項、第三百二十四条第一項、第三百二十五条第一項、第三百二十六条第一項、第三百二十七条第一項、第三百二十八条第一項、第三百二十九条第一項、第三百三十条第一項、第三百三十一条第一項、第三百三十二条第一項、第三百三十三条第一項、第三百三十四条第一項、第三百三十五条第一項、第三百三十六条第一項、第三百三十七条第一項、第三百三十八条第一項、第三百三十九条第一項、第三百四十条第一項、第三百四十一条第一項、第三百四十二条第一項、第三百四十三条第一項、第三百四十四条第一項、第三百四十五条第一項、第三百四十六条第一項、第三百四十七条第一項、第三百四十八条第一項、第三百四十九条第一項、第三百五十条第一項、第三百五十一条第一項、第三百五十二条第一項、第三百五十三条第一項、第三百五十四条第一項、第三百五十五条第一項、第三百五十六条第一項、第三百五十七条第一項、第三百五十八条第一項、第三百五十九条第一項、第三百六十条第一項、第三百六十一条第一項、第三百六十二条第一項、第三百六十三条第一項、第三百六十四条第一項、第三百六十五条第一項、第三百六十六条第一項、第三百六十七条第一項、第三百六十八条第一項、第三百六十九条第一項、第三百七十条第一項、第三百七十一条第一項、第三百七十二条第一項、第三百七十三条第一項、第三百七十四条第一項、第三百七十五条第一項、第三百七十六条第一項、第三百七十七条第一項、第三百七十八条第一項、第三百七十九条第一項、第三百八十条第一項、第三百八十一条第一項、第三百八十二条第一項、第三百八十三条第一項、第三百八十四条第一項、第三百八十五条第一項、第三百八十六条第一項、第三百八十七条第一項、第三百八十八条第一項、第三百八十九条第一項、第三百九十条第一項、第三百九十一条第一項、第三百九十二条第一項、第三百九十三条第一項、第三百九十四条第一項、第三百九十五条第一項、第三百九十六条第一項、第三百九十七条第一項、第三百九十八条第一項、第三百九十九条第一項、第四百条第一項、第四百一条第一項、第四百二条第一項、第四百三条第一項、第四百四条第一項、第四百五条第一項、第四百六条第一項、第四百七条第一項、第四百八条第一項、第四百九条第一項、第四百十条第一項、第四百十一条第一項、第四百十二条第一項、第四百十三条第一項、第四百十四条第一項、第四百十五条第一項、第四百十六条第一項、第四百十七条第一項、第四百十八条第一項、第四百十九条第一項、第四百二十条第一項、第四百二十一条第一項、第四百二十二条第一項、第四百二十三条第一項、第四百二十四条第一項、第四百二十五条第一項、第四百二十六条第一項、第四百二十七条第一項、第四百二十八条第一項、第四百二十九条第一項、第四百三十条第一項、第四百三十一条第一項、第四百三十二条第一項、第四百三十三条第一項、第四百三十四条第一項、第四百三十五条第一項、第四百三十六条第一項、第四百三十七条第一項、第四百三十八条第一項、第四百三十九条第一項、第四百四十条第一項、第四百四十一条第一項、第四百四十二条第一項、第四百四十三条第一項、第四百四十四条第一項、第四百四十五条第一項、第四百四十六条第一項、第四百四十七条第一項、第四百四十八条第一項、第四百四十九条第一項、第四百五十条第一項、第四百五十一条第一項、第四百五十二条第一項、第四百五十三条第一項、第四